

京丹後市告示第68号

京丹後市暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成23年4月1日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この告示は、調達契約等、公有財産処分等契約及び行政財産の使用許可（以下「契約等」という。）から暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）の介入を排除するために必要な措置を講じ、もって市の契約等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 有資格者等 入札参加資格者、随意契約を希望する者及び契約を締結した者、公有財産処分等契約を希望する者及び契約を締結した者並びに行政財産の使用を申請する者及び許可を受けた者をいう。
- (4) 入札参加資格者 市が発注する調達契約等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5又は同令第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (5) 調達契約等 京丹後市が締結する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査及び建設コンサルタントその他のコンサルタント業務をいう。）、物品等の供給（物品の製造の請負、物品の売買及び貸借並びに印刷及び製本の業務をいう。）及び役務の提供等の調達契約並びに財産の買入れ等の契約をいう。
- (6) 公有財産処分等契約 京丹後市公有財産規則（平成16年京丹後市規則第73号。以下「公有財産規則」という。）第20条に規定する行政財産の貸付け及び地

上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定、第29条に規定する普通財産の貸付け、第36条に規定する普通財産の売却又は譲与並びに第37条に規定する普通財産の交換に係る契約をいう。

(7) 行政財産の使用許可 公有財産規則第21条に規定する使用許可をいう。

(8) 共同企業体 建設業者が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設業者が、一つの建設工事を受注し、及び施工することを目的として形成する事業組織体のことをいう。

(排除措置等)

第3条 市長は、有資格者等が、別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、京丹後市暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）の協議を経て、同表右欄に掲げる期間において、当該有資格者等を市の契約等から排除する措置（以下「排除措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、排除措置を受けた者（以下「排除措置対象者」という。）を構成員とする共同企業体についても適用する。

3 市長は、排除措置対象者について、別表左欄に掲げる措置要件について同表右欄に掲げる期間が経過し、かつ、当該排除措置対象者から排除措置の解除の申出があり、別表左欄に掲げる措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、対策委員会の協議を経て、排除措置を解除するものとする。

4 前項の場合において、市長は、別表のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該排除措置対象者に対して求めることができる。

(勧告措置等)

第4条 市長は、この告示の趣旨に照らし必要があると認めるときは、対策委員会の協議を経て、有資格者等に対し、必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

(一般競争入札及び指名競争入札からの排除)

第5条 市長は、一般競争入札又は指名競争入札を行うに当たり、排除措置対象者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 前各項の規定は、競り売りをを行う場合について準用する。

(随意契約からの排除)

第6条 市長は、排除措置対象者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(公有財産処分等契約からの排除)

第7条 市長は、公有財産処分等契約について、有資格者等が、契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該対象者と契約を締結してはならない。

(行政財産の使用からの排除)

第8条 市長は、行政財産の使用許可を行うに当たって、有資格者等が、使用許可がされるまでの間に排除措置を受けたときは、当該対象者に使用を許可してはならない。

(契約等の解除)

第9条 市長は、契約等の相手方が排除措置を受けた場合に、当該契約等の解除ができるような措置を講ずるものとする。

(排除措置の通知及び公表)

第10条 市長は、第3条及び第5条から第9条までの規定に基づく排除措置並びに第4条の規定に基づく勧告措置を決定したときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するとともに名称等を公表するものとする。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第11条 市長は、排除措置対象者及び京都府京丹後警察署長（以下「警察署長」という。）から、別表措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を市の契約に係る下請負人（一次及び二次下請以降のすべての下請人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方となる者を含む。以下同じ。）又は受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。以下これらの者を「下請負人等」と総称する。）とすることを認めてはならない。

2 市長は、契約の相手方が、排除措置対象者及び警察署長から別表措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 第5条及び第6条並びに前2項の規定は、共同企業体についても適用する。

(不当介入に対する措置)

第12条 市長は、契約等の相手方が、契約等の履行に当たって、暴力団等から事実

関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、市への報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 市長は、契約等の相手方の下請負人等が暴力団等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、前項と同様の措置を行うよう、契約等の相手方に指導を求めるものとする。

3 市長は、契約等の相手方又はその下請負人等が前2項の不当介入等を受け、適切に報告し、又は届出が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、業務の工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

（出資団体等への協力要請）

第13条 市長は、第3条の規定に基づき排除措置を行ったときは、市が出資する団体及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 市長は、この告示の運用に当たっては、警察署長等の捜査機関との密接な連携の下に行うものとする。

（対策委員会の設置）

第15条 市長は、第1条の目的を達成するため及び排除措置等に関し協議するため、対策委員会を置く。

2 対策委員会は、次の業務を行う。

- (1) 暴力団等の排除措置及び解除に関する協議
- (2) 暴力団等の不当介入に対する対策
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第16条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は財務部長をもって充てる。

3 委員は、農林水産環境部長、建設部長、上下水道部長及びその他委員長が必要と認める職員11人以内をもって充てる。

- 4 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(事務局)

第17条 事務局は、財務部入札契約課に置く。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(京丹後市建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱の廃止)
- 2 京丹後市建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱（平成16年京丹後市告示第18号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行日前に旧告示の規定によりなされた措置その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

別表（第3条、第11条関係）

措置要件	期間
(1) 有資格者等及びその役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
(2) 有資格者等及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的として暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
(3) 有資格者等及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
(4) 有資格者等及びその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
(5) 有資格者等及びその役員等が、下請契約、資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約の締結に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
(6) 有資格者等が第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度の勧告を受けたとき。	